

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、土木工事現場の工事責任者として勤務していたが、平成〇年〇月からはA県C町所在のD災害防除（地山補強）工事の現場代理人として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日正午頃、現場事務所の前に駐車していた社用車から弁当とお茶を取り出そうとして、ドアノブに右手を伸ばしたところ、指を掛け損ない、その反動でよろけて尻もちをついて、地面が傾斜していたため後方に倒れた（以下「本件事故」という。）とし、同日は通常どおり勤務を続けたものの、翌〇日に腰下から左側下半身にかけてしびれを感じ、同月〇日に左側下半身が冷え切った感じになり感覚も鈍くなり、同月〇日には左側上半身、更には右側にも同様の症状が広がったという。

請求人は、同月〇日、E病院に受診し「頸椎椎間板ヘルニア」と診断され、翌日の〇日にFセンターに転院して「頸髄症、四肢不全麻痺、腰部脊柱管狭窄症、脊髄炎」と診断され、さらにG病院に転院して「急性脊髄炎、頸椎症性脊髄症」等と診断された。

請求人は、これらの傷病は本件事故によるものであるとして、監督署長に、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由による

ものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、上記傷病は本件事故によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたが、監督署長は前記同様の理由によりこれを支給しない旨の処分をしたため、請求人はこの処分を不服として審査請求、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をしている（以下「前裁決」という。）。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、本件事故により請求人に発症したとされる傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、請求人の頰椎等に生じている症状について、本件事故によるものであり業務上の災害であるとして休業補償給付を求めているが、当審査会は、請求人が同一事由について療養補償給付を求めて再審査請求を行った際に、既に判断を行っている。請求人は、今般の請求において、新たな事実や医学的証拠を示しているとは認められず、当審査会としては、前裁決にかかる裁決書に記載したとおり、請求人の主張は認められないものと判断する。なお、その理由についても前裁決にかかる裁決書記載のとおりである。

3 以上のとおりであるので、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認めら

れず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。